

児童扶養手当のお知らせ

平成22年8月分から、これまで母子家庭に限定されていた児童扶養手当が、父子家庭にも支給されることになりました。

児童扶養手当とは、離婚による母子家庭など、父と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

今回の改正により、「母と生計を同じくしていない子どもを監護し、かつ、その子どもと生計を同じくしている父」（父子家庭の父）にも支給対象が拡大されました。

※ご家庭の状況によっては該当にならない場合があります。

所得によっては支給を受けられなかったりする場合もあります。

支給金額は、月額9,850円〜41,720円です（所得によって変わります。また、二人目以降の児童については、別途加算があります。）

支給を受けるには市役所への申請が必要になります。申請は随時受け付けていますが、平成22年8月分からの支給を受けるためには、平成22年11月30日（火）までの申請が必要となります（12月1日以降の申請の場合、申請を受け付けた翌月分からの支給になります。）

新たに手当をもらえるようになったのは、以下の①〜⑤のいずれかに該当する子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども（障がい児の場合には20歳未満）を監護し、かつ、その子どもと生計を同じくする父等です。）

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 母が死亡した子ども
- ③ 母が一定程度の障がいの状態にある子ども
- ④ 母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ その他母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁される子ども

申請には、住民票など世帯の状況が分かる書類、所得の状況が分かる書類などが必要となります。また、ご家庭の状況を確認するため、原則、ご自宅を訪問調査させていただくことになります。

問合せ 子ども未来・医療給付係
☎ 32-2216

災害時・安心して避難できるための 高齢者支援名簿登録のお勧め

赤平市では、平成22年3月、「赤平市災害時要援護者避難支援計画」を策定しました。避難支援計画（個別計画）に向けた取り組みとして、高齢者の支援業務を担っている地域包括支援センターでは、一人暮らし・高齢者世帯など災害時には特別な配慮が必要とされる方々を対象に、「災害時要援護者登録台帳」の作成を今年度の目標として4月より進めています。

一般的に災害時の避難行動は、

必要な時、必要な人に、必要な支援ができるよう、災害時要援護者名簿の登録を推進します。

できるための

自助（自力）7割 共助（地域）2割 公助（公的機関）1割といわれます。今後さらに高齢化が進んでいくことが予測される中、災害時等近くに頼れる人がいることや、助けに駆けつけてくれる人、適切な情報を提供してくれる人が身近にいることが、安心して暮らせる環境ではないでしょうか。

● 自力での避難が困難な方

- ・ 一人暮らし及び高齢者のみ世帯の方
- ・ 日常生活をする上で介助が必要な要介護状態の方
- ・ 認知症の方

● 名簿登録を希望される方

地域包括支援センターまでご連絡ください。担当の小田が訪問します。

北海道後期高齢者医療広域連合

運営協議会委員の 公募について

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民の皆さんの代表として、制度運営に関する重要事項について審議するため、運営協議会委員を募集しています。

【応募資格】

道内在住の満20歳以上の方
(ただし、議員や公務員等を除く)

【応募方法】

北海道後期高齢者医療広域連合及び市町村窓口にある応募要領を参照してください

【応募締切】

平成22年8月31日（火）

【選考】

選考委員会において、総合的に委員を選考します

【報酬等】

1日につき5,000円の報酬と旅費を支給します

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区
南2条西14丁目国保会館6階
☎011-290-5601
市民生活課 医療保険係
☎32-2214





納涼フェス交通規制期間 8月11日(水)～8月21日(土)

ふるさと納涼フェスティバル開催時の赤平駅前広場バス停利用者へお願い

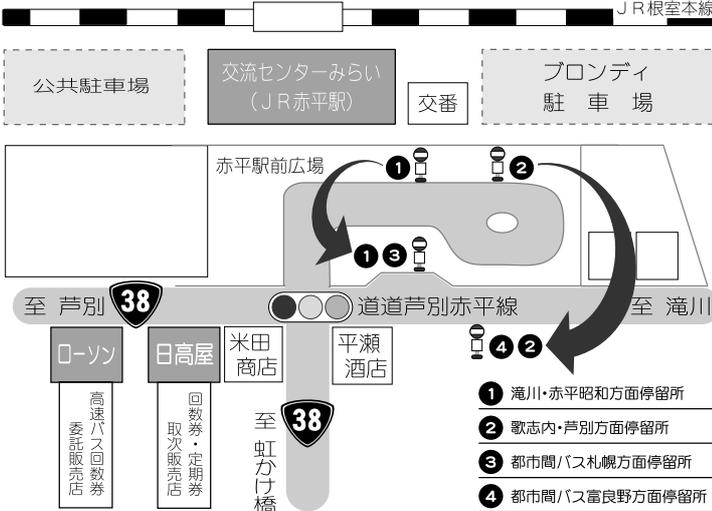
ふるさと赤平納涼フェスティバルのため、赤平駅前の路線バス乗降場所が変更しますので、ご利用の際はご注意ください。

① 赤平昭和・滝川方面の路線バスは、赤平駅前高速バス札幌方面行き(みらい側) 停留所に停車します。

② 芦別・歌志内方面の路線バスは赤平駅前高速バス富良野方面(うしだや側) 停留所に停車します。

問合せ 建設課管理計画係 ☎32-1821
中央バス(株)滝川営業所 ☎24-6191
赤平商工会議所 ☎32-2246

路線バス臨時停留所



nen 年 kin 金 だより 市民年金係 ☎32-1823

国民年金保険料の... 納め忘れはありませんか?

国民年金保険料は日本年金機構から送付される納付案内書等により、毎月の保険料を翌月の末日までに納めることになっていきます。

保険料の納め忘れがあると、将来受ける老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によっては年金が受けられなくなる場合があります。また、万のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがあります。

そこで、便利で安心な口座振替のご利用をお勧めします。口座振替にしておくと、毎月、納めに行く時間と手間がかからず便利で安心です。また、口座振替の中には割引のあるお得な振替方法【早割一年前納、半年前納】もあります。

■申込み方法
口座振替申出書に必要事項を記入・押印(金融機関の届出印)して砂川年金事務所に申込みされるか、郵送してください。また、金融機関に提出しても結構です。

※一年度分および上期6カ月分は終了しておりますが、下期6カ月分(10月分から翌年3月分)は8月末まで申込みできます。

■問合せ 砂川年金事務所 ☎52-2144

赤平市市税等 収納向上対策本部

国民健康保険税のお支払いについて 相談はありませんか?

納期限を過ぎると「督促状」を送ります。それでも納めていただけない場合は、滞納処分(財産の差押え等)を行うことになります。また、被保険者証も有効期限が短く頻繁に更新手続きが必要な「短期被保険者証」を交付します。さらに、短期被保険者証交付者で故意に滞納している等と判断した場合、保険者証を返してもらい、代わりに「資格証明書」を交付します。

資格証明書の場合、医療機関で受診の際は、保険者証のよつな、受診券とはなりませんので、一旦全額自己負担となり、その後、国保窓口で払戻しをしますが、払戻しの一部または全額を差押える場合があります。

市道民税	第2期
国民健康保険税	第2期
後期高齢者医療保険料	第2期
介護保険料	第3期

納期 8月31日(火)まで 納期を守ろう!

■事務局■ 税務課納税係 ☎32-2219

夜間収納窓口を開設します

【開設日時】 8月31日(火)17時～20時

次の係にて開設します。お仕事など日中お忙しい方で、市役所窓口、金融機関等でお支払いが困難な場合は、担当係にお気軽にご相談ください。

■税務課納税係(市税) ■市民生活課国保賦課徴収係(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料) ■介護健康推進課介護福祉係(介護保険料・老人福祉費負担金) ■総務課契約管財係(市有財産貸付料) ■上下水道課管理係(水道料・下水道使用料・下水道事業受益者負担金) ■社会福祉課子ども未来・医療給付係(保育料)